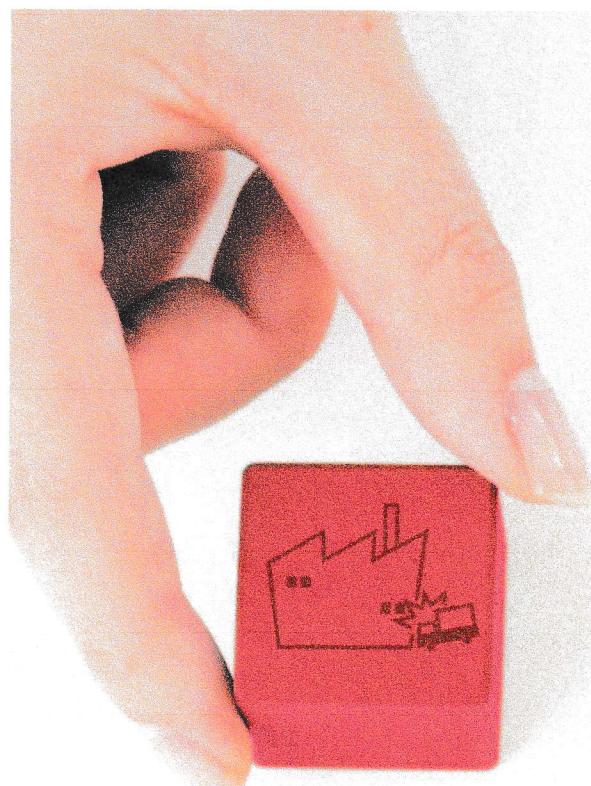


企業総合補償保険

財物補償条項 / 費用・利益補償条項

2025年10月版



企業の財産を
1つの契約で
まとめて補償します。

必要なものを選んでカスタマイズできる保険



万一の災害時に、財産を守り、 経営の安定をサポートします。

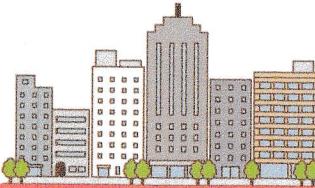
企業総合 補償保険 の特長

●複数の物件を、まとめて補償!

事務所や工場、倉庫など、企業が所有する事業用の物件を、1つの契約で補償することができます。

●罹災時の財物損害から休業による利益の減少まで、まとめて補償!

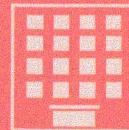
所有する建物や設備等への損害だけでなく、事故により休業した場合の利益の減少や支出した費用への補償も可能です。



財物を取り巻くリスクの補償を
基本に組み立てる



財物補償条項



事故によって生じた
「建物、設備、什器等の財物への損害」を
補償します。

詳細は、P3をご覧ください。

(注1) 地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災、破裂・爆発、その際に起きた損害等の対象外となります。

(注2) 風災とは、台風、旋風、竜巻、竜風等をいい、洪水、高潮等を除きます。

(注3) 風、雨、雪、雹、砂塵またはその他これらに類するものの吹込みによって生じた損害については、建物または屋外設備・装置の外側の部分が風災・雹災・雪災の事故によって破損し、その破損部分から建物または屋外設備・装置の内部に吹き込むことによって生じた場合ににかぎります。

被災設備修復サービスが ご利用いただけます!

企業総合補償保険には、万一の事故の際にお客様の事業の早期復旧・再開を支援する被災設備修復サービスが自動セットされています。

詳細はP10をご確認ください。さらに詳しい内容について
は、専用のチラシもご用意しておりますので、取扱代理店または
保険会社までお問い合わせください。

ご注意 第三者の加害行為による事故で保険会社が保険金を支払った場合に、被保険者の第三者に対する損害賠償請求権を保険会社が代位取得し、被保険者に代わって第三者に求償を行うことがあります。

まずは、選べる範囲を確認してい
ただき、基本となる補償をお選びください。
お客様のニーズに合わせて補
償内容を選んでいただけます。

カスタマイズプラン

ご希望の補償に を記入してください。

1	基本補償	火災 ^(注1) 、落雷、破裂・爆発 ^(注1)	●事務所で火災が発生し、建物が燃えてしまった。	基本補償	1
2	<input type="checkbox"/>	風災 ^(注2) ・雹災・雪災 ^(注3)	●台風により建物が破損し、建物内の商品が吹き飛ばされた。	<input type="checkbox"/>	2
3	<input type="checkbox"/>	水災 ^(注1) Point 水災による損害を 実額に基づいて 補償します!	●大雨による洪水で事務所が水浸しになり、設備が壊れた。	<input type="checkbox"/>	3
4	<input type="checkbox"/>	電気的・機械的事故	●過電流で機械設備が壊れた。(外来的事故に直接起因しない損壊にかぎります。)	<input type="checkbox"/>	4
5	プラン1 <input type="checkbox"/> プラン2 <input type="checkbox"/> プラン3 <input type="checkbox"/> プラン4 <input type="checkbox"/>	不測かつ突発的な事故 ア 車両・航空機の衝突 イ 水漏れ ウ 騒擾 エ 外部からの物体の落下、飛来 オ 盗難 カ その他不測かつ突発的な事故	●プラン1 ●プラン2 ●プラン3 ●プラン4	●プラン1 ●プラン2 ●プラン3 ●プラン4	5

事故に伴う休業や収益の減少に対する
補償を基本に組み立てる



費用・利益補償条項



財物への損害に伴う

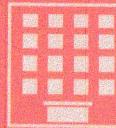
「喪失利益」、「収益減少防止費用」、
「営業継続費用」を補償します。

詳細は、P7をご覧ください。

6	基礎補償	隣接物件 ^{※1} が損害を受けた場合 1および2~5のうち選択した事故による 損害が対象
7	<input type="checkbox"/>	敷地外ユーティリティ設備 ^{※2} が 損害を受けた場合 1~5の事故による損害が対象
		●倒木による断線で電力会社からの電力 供給が停止。休業することになった。

※1 「隣接物件」については、P7用語の解説をご覧ください。
※2 保険の対象と配管または配線により接続している、「敷地外ユーティリティ設備」が対象となります。
「敷地外ユーティリティ設備」については、P7用語の解説をご覧ください。
全敷地内合計の保険金額が10億円を超える場合、敷地外ユーティリティ設備の損害に起因して発生した利益損失に対して、10億円以下の支払限度額を設定します。(「敷地外ユーティリティ対象外特約」をセットする場合を除きます。)

+ さらに補償を充実させる
オプション特約もお選びいただけます。
(詳しくは、P6、P9をご覧ください。)



財物補償条項

建物や屋外設備・装置、設備・什器等、商品・製品等の財物が損害を受けた場合に保険金をお支払いします。

用語の解説

再調達価額	保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力の物を再調達または再取得するのに必要な額をいいます。
電気的事故	偶然な外來の事故に直接起因しない、電気の作用に伴って機械本体または構成部品に発生した、焦損、炭化、溶融、絶縁破壊などの物的な損害を伴う事故をいいます。
機械的事故	偶然な外來の事故に直接起因しない、機械の稼働に伴って機械本体または構成部品に発生した、亀裂、折損、変形、剥がれ、焼付き、欠損、溶損などの物的な損害を伴う事故をいいます。
野積みの動産	建物や屋外設備・装置等に収容されていない、屋外の動産をいいます。
保険価額	損害が生じた地および時ににおける保険の対象の価額をいい、再調達価額により定めます。
明記物件	保険金額に含まれていても、保険証券に明記しなければ保険の対象に含めることができない対象のことをいいます。
プランケット保険	「特殊包括契約に関する特約」をセレクトした契約のペターネームです。1つの敷地内に所在する多数の物件について保険価額を協定し、その額を保険金額として1つの保険契約で締結する敷地内単位の包括保険契約のことをいいます。
マルチロケーション	「複数敷地内特殊包括契約に関する特約」をセレクトした契約のペターネームです。複数の敷地内に所在する多数の物件について保険価額を協定し、その額を保険金額として1つの保険契約で締結する包括保険契約のことをいいます。

財物補償条項では次の保険金をお支払いします。

損害保険金

保険金額(ご契約金額)と保険価額、自己負担額(免責金額)に応じて次の算式により算出した額をお支払いします。

(損害額 ^(注1) - 自己負担額(免責金額)) × 保険金額	保険価額(再調達価額)
業務用通貨 業務用預貯金証書	30万円限度 300万円または設備・什器等の保険金額のいずれか低い額が限度

(注1)「損害額」は、再調達価額によって算出します。ただし、修理可能な場合は、修理費用または再調達価額のいずれか低い額が限度となります。

※商品・製品等の場合は、仕入れ額額での保険金額の設定および損害保険金のお支払いとなります。

ご注意 1. 保険金額が保険価額を下回ると、事故の際、損害額に対して保険金が不足する場合があります。

2. お支払いする損害保険金は損害額または支払限度額が限度となります。

3. 類似の他の保険契約または共済契約等がある場合は、補償される限度額が全契約通算で適用される場合がありますのでご注意ください。

保険の対象

お引き受けできる保険の対象は、法人所有または事業目的のみに使用される個人事業主^(注1)所有の次の物件です。^(注2)

建物 屋外設備・装置 設備・什器等 商品・製品等

(注1)株式会社等の法人を設立せずに自ら事業を行っている個人をいいます。開業届や屋号の有無は問いません。

(注2)空家については、上記にかかわらずお引き受けできる場合があります。

※次の物件はお引き受けできません。

・家財

・法人以外が所有する住居用の建物(一部を居住用に使用する建物を含みます。)

・自動車(走行場所が敷地内のみに限定されるものには除きます。)など

●次の明記物件は、保険証券に明記しなければ補償の対象となりませんので、必ずご申告ください。

・門、塀、柵、物置、車庫その他付属建物

・1個または1組の価額が30万円を超える貴金属、宝石、書画、彫刻物その他の美術品等

・稿本、設計書、図案、雑型、鋳型、木型、紙型、模型、諂書、帳簿その他これらに類するもの

・自動車(走行場所が敷地内のみに限定されるものには除きます。)など

●次の物件は、保険の対象に含まれる場合でも、風災・雹災・雪災の事故については補償の対象外となりますので、ご注意ください。

・ゴルフネット(ポールを含みます。)

・自動車(明記物件)

・屋外にある商品・製品等

・仮設の建物(年間の使用期間が3か月以下のものにかぎります。)およびこれに収容される動産

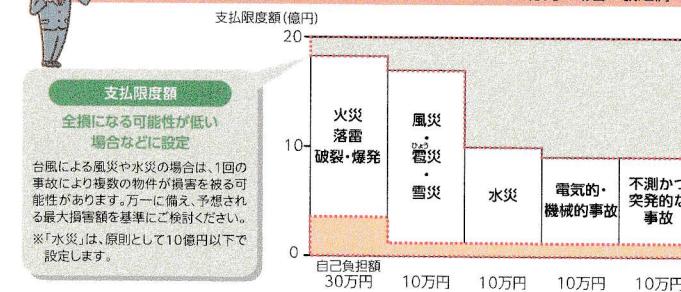
・建築中の屋外設備・装置

・桟橋、護岸およびこれらに取り付けられた設備・装置

・海上に所在する建物およびこれに収容される動産ならびに設備・装置

合理的な保険設計
が可能です!

複数敷地内でのご契約で、最も大きい敷地内の保険価額が20億円の場合の設定例



部分の保険料の節減効果があります。^(注3)

(注) 設定された条件によっては保険料節減効果が出ない場合があります。

自己負担額(免責金額)の設定
軽微な損害は補償の対象外とする場合に設定
キャッシュフローに大きな影響のない金額を基準にお決めください。
※標準的な自己負担額は10万円となります
が、ご契約内容によってはこれを上回る自己負担額の設定が必要な場合があります。

特殊包括契約のご案内

特長
1

お客さまの(複数)敷地内に所在する財物をまとめて1契約でお引き受け!

お客さまが所有する物件(工場、本社ビル、営業所、社宅など)を包括して、1つの保険契約としてご契約いただくことができます。また、所定の条件を満たす場合、保険料が割引となります。

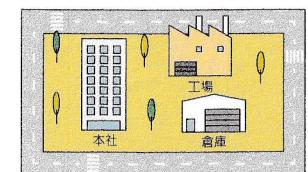
プランケット保険

特殊包括契約

1つの敷地内にある多数の保険の対象を包括して契約します。

加入条件

対象とする敷地内について、財物補償条項の保険金額が3億円以上であること。



マルチロケーション

複数敷地内特殊包括契約

複数の敷地内にある多数の保険の対象を包括して契約します。

加入条件

敷地数が2つ以上であること。
財物補償条項の保険金額が3億円以上であること。



特長
2

追加取得物件や在庫価額の変動も自動的に補償されます!

保険期間中に物件の追加や移転などがあつても限度額内であれば一定期間自動的に補償します。^(注4)

商品・製品等については、保険期間中、敷地内での在庫価額の変動にあわせて自動的に協定保険価額を修正します。

自動補償の概要

保険の対象	自動補償の内容	自動補償限度額 ^(注5)	補償期間	ご通知日	精算日
固定資産 建物、屋外設備・装置、設備・什器等	保険金額の増額分を自動的に補償	固定資産と棚卸資産合算でご契約時の保険金額の30%	保険期間終了時 ^{(注3)(注4)}		
棚卸資産 商品・製品等	新しく追加された敷地内の商品・製品等を自動的に補償(マルチロケーションの場合)	(ただし、固定資産・棚卸資産それぞれ50億円が限度)	取得日から保険期間の末日まで ^(注3)	保険期間末日の30日 前または継続手続きを行いう時のいずれか早い時期 ^(注5)	保険料の精算は行いません。

(注1) 明記物件は自動補償の対象外です。

(注2) 限度額は1回あたりの追加物件の合計額で判定します。

(注3) 長期契約の場合、取得日の属する保険契約年度の次の保険始期応当日(最終年度の場合は保険期間満了日)までとなります。

(注4) 保険期間の中途でご通知いただき、保険料の精算を行うことも可能です。

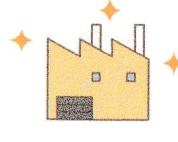
(注5) 継続してご契約されない場合、ご通知は不要です。また、長期契約の場合、取得日の属する保険契約年度の次の保険始期応当日の30日前までにご通知いただき、契約年度ごとに保険価額の再協定を行います。

詳しくは、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

保険金額の設定方法

建物、屋外設備・装置、設備・什器等

再調達価額を基準に保険金額を設定していただきます。



ご注意 1. 建物や屋外設備・装置のみのご契約の場合、設備・什器等や商品・製品等は補償の対象外となります。補償をご希望の場合は、別途、各々について保険金額を定めてご契約ください。
2. 屋外にある設備・什器等や商品・製品等の補償をご希望の場合は、屋内の物件等とは別に「野積みの動産」として、別途、各々について保険金額を定めてご契約ください。

商品・製品等

予想最高在庫高を基準に仕入れ価格で保険金額を設定していただきます。
ただし、P4のプランケットポリシー・マルチロケーションの場合は、平均在庫高をもとに仕入れ価格で保険金額を設定していただきます。



費用保険金

損害保険金のほかに、次の費用保険金をお支払いします。

◎基本補償、○選択可能

残存物 取片づけ 費用保険金	損害保険金をお支払いする場合に、事故により損害が生じた結果、保険の対象の残存物の取片づけにかかった費用を実費で補償します。 (例)取りこわし費用、取片づけのための清掃・撤出費用
支払額	実費 (損害保険金×10%が限度)

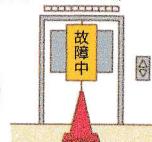
失火見舞 費用保険金	火災または破裂・爆発事故により、第三者の所有する物件に損害を与えた場合に、お見舞い金等の費用を補償します。 ただし、煙損害・臭気付着による損害は対象外となります。
支払額	被災世帯数×20万円 (1事故1敷地内につきその敷地内の保険金額×20%が限度)

修理付帯 費用保険金	お支払いの対象となる事故が発生した結果、保険の対象の復旧にあたり生じた費用を補償します。 ※損保ジャパンの承認を得て支出した、必要かつ有益な費用にかぎります。 (例)損害の原因の調査費用、保険の対象の仮修理費
支払額	実費 (1事故1敷地内につきその敷地内の保険金額×30%) または5,000万円のいずれか低い額が限度

お支払例

電気的事故

エレベーターの制御盤がショートし、作動不良が発生した。(外来的事故に直接起因しない損害にかぎります。)



機械的事故

機械設備の高圧異常により、機械内部のピストン等が破損した。



不測かつ突発的な事故

商品をフォークリフトで移動中に誤って落とし、破損させてしまった。



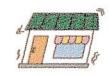
A 地震危険補償特約

地震または噴火による火災、破裂・爆発、損壊のほか、津波等による水災などの損害を補償する特約です。

※保険の対象の所在地等の事情により、この特約をセットできない場合もございます。

※居住用の建物にはセットできません。また、この特約をセットした場合、保険期間は1年のみとなります。

詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

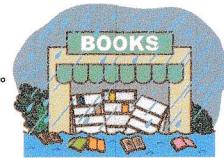
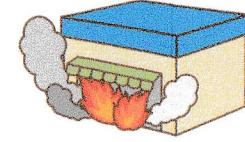


B 借家人賠償責任特約+借家人賠償責任総合補償追加特約

被保険者(補償を受けられる方)が、賃借している店舗や事務所(以下、借用戸室といいます。)に火災、破裂・爆発や破損など偶然な事故により損害を与え、建物所有者に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償する特約です。

また、偶然な事故により借用戸室が損壊し、賃貸借契約に基づいて、被保険者が自己の費用で修理した場合の費用を補償します。

※示談交渉サービスはありません。



C 水災危険限定補償特約

水災の補償を限定する特約です。

損害割合や浸水の高さ等のお支払いの要件に該当した場合にかぎり、損害保険金を限定的にお支払いします。また、水災の事故に対する費用保険金および臨時費用補償特約の臨時費用保険金はお支払いの対象外とします。

※お支払いの要件についてはP11をご覧ください。お支払いの要件に該当しない場合は、お支払いの対象外となります。

※お支払いの要件に該当した場合でも、損害保険金のお支払いは実額でのお支払いとは異なります。

保険金額×5% (1事故1敷地内につき100万円限度)のお支払いとなる場合もあるため、ご注意ください。

※財物補償条項と費用・利益補償条項の両方を1つの契約でご契約いただく場合、この特約はセットできません。



D 貸賃料補償特約

対象となる建物に損害が生じた結果発生した賃貸料の損失に対し、建物が復旧するまでの賃貸料収入を補償します。

ただし、対象となる建物について生じた損害に対して損害保険金が支払われる場合にかぎります。

※費用・利益補償条項を契約いただく場合はセットすることができません。

※建物の全部または大部分に空室が生じている場合は、保険の対象とすることはできません。

E 臨時費用補償特約

損害保険金をお支払いする場合に、臨時の出費に充てるための費用を損害保険金額の10%(1事故1敷地内につき100万円限度)で補償する特約です。

F 情報メディア等損害補償特約

対象となる建物内に収容される「テープ、カード、ディスク、ドラムなどのコンピュータ用の記録媒体に記録されるプログラム、データその他これらに準するもの」および記録媒体について、次のような事故により損害が生じた場合に損害保険金をお支払いする特約です。

・不測かつ突発的な事故によって記録媒体が損害を受け、データ、プログラムの読み取り、保存ができなくなった場合

・従業員の操作ミス、ハッカー、クラッカーなどによる不正アクセス、コンピュータウイルスおよび機器本体の損害を原因としたデータ、プログラムの破壊、改ざん、消去

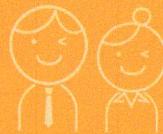
G 残存物の再利用・再資源化に関する特約

残存物の取片づけ方法について、損保ジャパンと協議して決定するための特約です。

これまで処分していた、罹災した物件の残存物をリユース・リサイクルすることができ、お客様のサステナブルな社会の実現に向けた取組みとしてもご活用いただけます。

※ご契約いただく主契約の条件などによっては、これらの特約をセットできない場合がございます。また、この他にもオプション特約をご用意しています。

詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。



費用・利益補償条項

事故で保険の対象が損害を受け、休業または一部営業停止した場合などに生じた、損失や営業を継続するために必要な追加費用を補償します。

用語の解説

隣接物件	次のものをおいいます。 ・保険の対象である営業施設のうち、他人が占有する部分 ・保険の対象である営業施設に隣接するアーケード(屋根のおおいのある通路およびその屋根のおおいをいいます。)またはそのアーケードに面する建物等 ・保険の対象である営業施設へ通じる袋小路およびそれに面する建物等
敷地外ユーティリティ設備	特定の事業者 ^(注1) が占有する電気、ガス、熱、水道もしくは工業用水道の供給設備または電信・電話の中継設備およびこれらに接続している配管または配線をいいます。ただし、日本国内に所在するものにかぎります。 (注)次のア、ヘ、オに該当する事業者をいいます。 ア、電気事業法(昭和29年法律第170号)に定める電気事業者 イ、ガス事業法(昭和29年法律第51号)に定めるガス事業者 ウ、熱供給事業法(昭和47年法律第88号)に定める熱供給事業者 エ、水道法(昭和32年法律第177号)に定める水道事業者および水道用水供給事業者ならびに工業用水道事業法(昭和33年法律第84号)に定める工業用水道事業者 オ、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)に定める電気通信事業者
復旧期間	保険の対象が損害を受けた時からそれを遅滞なく復旧した時までに要した期間をいいます。ただし保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために通常要すると認められる期間を超えないものとし、ご契約時にお決めいただいた約定復旧期間を超えないものとします。

費用・利益補償条項では次の保険金をお支払いします。

利益の補償

喪失利益保険金

次の算式に基づき、約定てん補期間^(注1)内の喪失利益と経常費(固定費)をお支払いします。

$$\text{収益減少額}^{(注2)} \times \text{約定てん補率}^{(注3)} - \left(\text{支出を免れた経常費} \times \frac{\text{約定てん補率}^{(注3)}}{\text{利益率}^{(注4)}} \right)$$

収益減少防止費用保険金

次の算式に基づき、約定てん補期間^(注1)内に通常の営業や生産活動を継続するために臨時に発生した費用をお支払いします。ただし、その費用の支出によって減少することを免れた営業収益に約定てん補率^(注3)を乗じた額を限度とします。

$$\text{収益減少防止費用} \times \frac{\text{約定てん補率}^{(注3)}}{\text{利益率}^{(注4)}}$$

(注1) 保険金支払いの対象となる期間をいいます。事故が発生した時に始まり、その事故の営業に対する影響が消滅した状態に営業収益が復旧した時もしくは営業収益が復旧したと認められる時のいずれか早い時に終わります。ただし、12か月を限度とします。

(注2) 雇災後、営業利益が元通りに復旧するまでの期間中の売上高または生産量の減少額をいいます。

(注3) 収益減少額の一定割合を保険金としてお支払いします。この割合を約定てん補率といい、ご契約時にお決めいただきます。

(注4) 直近の会計年度(1年間)の $\frac{\text{営業利益} + \text{経常費}}{\text{営業収益}}$ をいいます。

営業継続費用の補償

営業継続費用保険金

事故が発生した場合に、営業および生産活動を継続するのに通常要する費用を超える部分をお支払いします。ただし、保険金額が限度となります。また、収益減少防止費用保険金または財物補償条項の修理付帶費用保険金をお支払いする場合は、これらの額を差し引いた額となります。

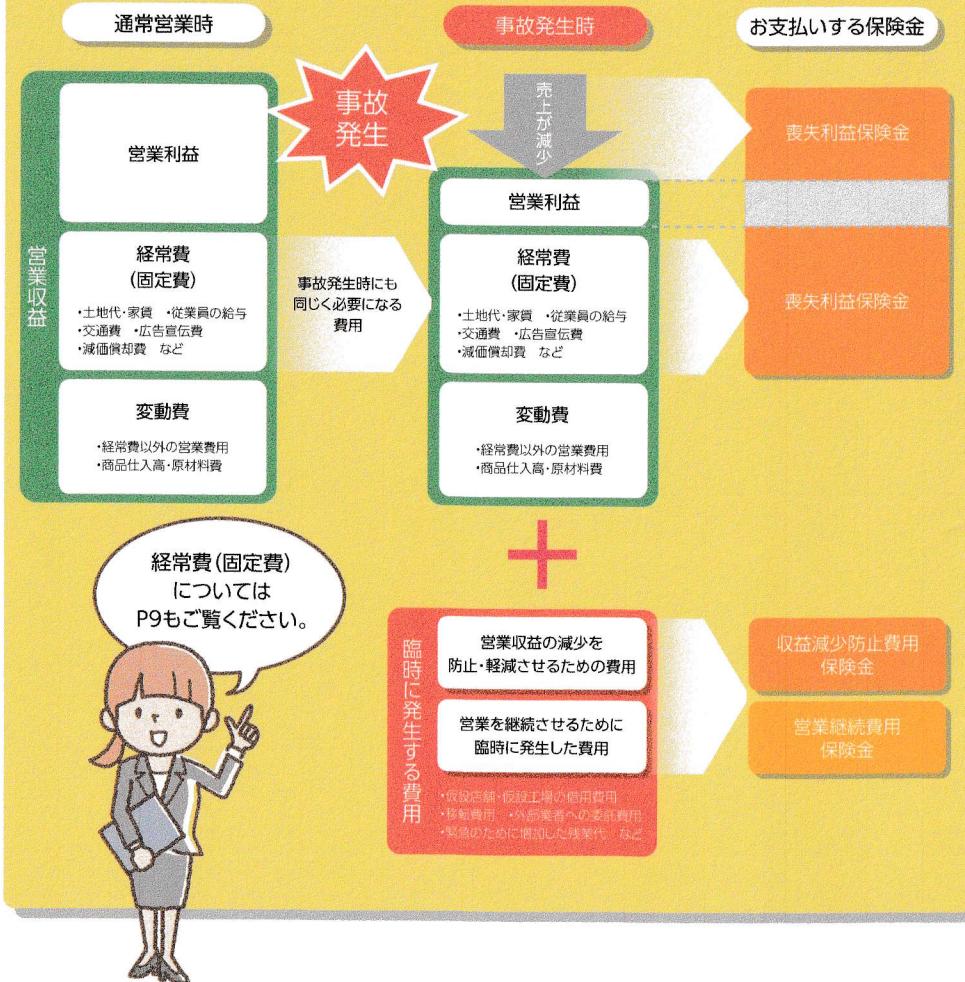
※ご契約方法によっては、お支払いする保険金が上記と異なる場合があります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

※類似の他の保険契約または共済契約等がある場合は、補償される限度額が全契約通算で適用される場合がありますのでご注意ください。

利益の補償のみ、営業継続費用の補償のみ、または両方のいずれかから補償を選択していただきます。

利益の補償と営業継続費用の補償をセットでご契約いただいたと、営業継続費用の補償に関する保険料が割引となります。

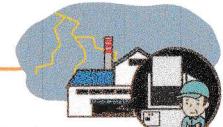
事故発生時のイメージ



お支払例

ガラス繊維製造工場

落雷により、工場内の電源が全停止。これにより炉が停止し、損失が生じた。



てん補期間 ▶ 1か月

年間売上高(生産高) ▶ 40億円

約定てん補率 ▶ 40%(利益率40%)

保険金額 ▶ 16億円

収益減少額 ▶ 1.6億円

6,400万円

計算式 1.6億円(収益減少額) × 40%(約定てん補率)

②収益減少防止費用保険金 4,500万円(割増人件費、突貫費用等)

